

第 5 号議案

神戸市職員定数条例の一部を改正する条例の件

神戸市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市職員定数条例の一部を改正する条例

神戸市職員定数条例(昭和24年9月条例第146号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 市長の事務部局及び市長の所管に属する教育機関の職員 <u>8,110</u> 人(うち福祉事務所職員 <u>1,002</u> 人) (2)～(4) [略] (5) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 <u>9,203</u> 人(うち教育職員 <u>8,383</u> 人)	(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 市長の事務部局及び市長の所管に属する教育機関の職員 <u>8,120</u> 人(うち福祉事務所職員 <u>803</u> 人) (2)～(4) [略] (5) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 <u>9,274</u> 人(うち教育職員 <u>8,429</u> 人)

(6) 消防職員 <u>1,459人</u>	(6) 消防職員 <u>1,460人</u>
(7)、(8) [略]	(7)、(8) [略]
(9) 交通局の職員 <u>1,008人</u>	(9) 交通局の職員 <u>994人</u>
(10) 水道局の職員 <u>609人</u>	(10) 水道局の職員 <u>657人</u>
(11) 合計 <u>20,488人</u>	(11) 合計 <u>20,604人</u>
2 [略]	2 [略]

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

理 由

事務事業の増減に伴い職員定数を変更するに当たり、条例を改正する必要があるため。